

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月15日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成27年1月1日至平成27年3月31日）
【会社名】	株式会社 I B J
【英訳名】	IBJ, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 茂
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5324 - 5660
【事務連絡者氏名】	取締役 桑原 元就
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
【電話番号】	03 - 5324 - 5660
【事務連絡者氏名】	取締役 桑原 元就
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計期間	第10期 第1四半期 累計期間	第9期
会計期間	自平成26年1月1日 至平成26年3月31日	自平成27年1月1日 至平成27年3月31日	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日
売上高 (千円)	723,197	927,380	3,317,143
経常利益 (千円)	133,088	194,115	630,247
四半期(当期)純利益 (千円)	80,863	122,691	404,708
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	338,380	338,380	338,380
発行済株式総数 (株)	2,075,000	12,450,000	6,225,000
純資産額 (千円)	1,128,942	1,425,042	1,453,365
総資産額 (千円)	2,100,660	2,460,361	2,735,514
1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	38.97	9.86	32.51
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	37.28	9.21	30.99
1株当たり配当額 (円)	-	-	25.00
自己資本比率 (%)	53.5	57.5	53.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社1社が存在しますが、利益基準および利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

4. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり四半期(当期)純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」を算定しております。

5. 当社は、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成26年12月期については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。当該株式分割が前事業年度の期首で行われたと仮定した場合の1株当たり配当額は12.50円となります。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクは依然として含んでおります。

そのような状況下、当社は、オンラインであるインターネットを活用するサービスのメディア部門と、オフラインである結婚相談所等のリアルサービスを行うサービス部門を組み合わせた複合婚活事業モデルについて、その独自性と当社事業の特徴であるサービスのクオリティを高めながら、ITを駆使した婚活市場の拡大に加えて、その周辺事業の開拓にも取り組み、持続的成長を実現しております。国内では、当社が手掛ける婚活市場に、大手企業の参入が相次ぐなど当社が直接リーチできなかった方々が婚活サービスに更に関心を持つ機会が増えることが期待され、当社にとっては新たな潜在顧客の掘り起しが進むものと歓迎しております。

また、当社の婚活登録会員数および成婚数ともに順調に増加していることも踏まえまして、当社のサービスは、我が国の未婚化・晩婚化および少子化に対する解決策の一つとして貢献しているものと自負しております。

当社の現在の主要婚活サービス利用者数は約34万人、ご加盟いただいている結婚相談所数は1,031社となっております。この会員基盤とインターネットメディアを活用した広告プロモーションが年々拡大し、広告クライアントとの業務提携件数は増加しております。また、当第1四半期累計期間では、東北地域に新たに仙台店をオープンさせたほか、婚活消費としての指輪の送客のほか結婚式場への送客も成果が見え始めるなど、着実に事業基盤の強化を図ってまいりました。

この結果、当社の当第1四半期累計期間における売上高は927,380千円（前年同四半期28.2%増）、営業利益は194,787千円（前年同四半期45.5%増）、経常利益は194,115千円（前年同四半期45.9%増）、四半期純利益は122,691千円（前年同四半期51.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、売上高については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めて表示しております。

(セグメント別の概況)

<メディア部門>

当セグメントは、連盟事業、メディア営業、コミュニティ事業、およびイベント事業より構成されております。

当第1四半期累計期間は、

- () 連盟事業における、結婚相談事業者の新規開業支援や、I B Jシステム（お見合い管理システム）の機能および連盟本部事務局機能の増強など、加盟相談所数・登録会員数の順調な増加による収益力の向上
 - () メディア営業における、当社の婚活会員を基盤とする広告商材の拡販に加えて、ライフデザインサポート領域の一つである送客スキームの確立による新たな収益力の獲得
 - () コミュニティ事業における、婚活サイトの機能拡充による新規会員獲得強化、登録会員数の増加による収益力の向上
 - () イベント事業における、東北地域で初めての新店となる仙台店のオープンや神戸店の増床など自社会場企画と開催数の拡充、自社会場企画に加え外部会場開催の企画型イベントへの取り組みを通じた動員数増加や合コン開催のセッティングシステム増強による開催率向上および魅力ある会場（飲食店）の開拓
- 等に取り組んだ結果、セグメント売上高654,037千円（前年同四半期38.5%増）、セグメント利益は256,114千円（前年同四半期51.9%増）となりました。

<サービス部門>

当セグメントは、ラウンジ事業により構成されております。

当第1四半期累計期間は、

ラウンジ事業においては、ハード面では銀座店、有楽町店などの既存店舗のリニューアルなどに加え、ソフト面では婚活アドバイザーならびにカウンセラースタッフの拡充とスキルアップ（成婚の育み方）研修の計画的実施等による、入会数及び成婚数の増加のほか、職域型婚活サイトのサービスライン拡充等に取り組んだ結果、セグメント売上高は301,049千円（前年同四半期11.0%増）、セグメント利益は124,329千円（前年同四半期4.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は1,624,425千円となり、前事業年度末に比べ279,496千円減少いたしました。これは主に売掛金が14,403千円増加した一方、現金及び預金が267,103千円減少したことによるものであります。固定資産は835,935千円となり、前事業年度末に比べ4,343千円増加いたしました。これは主に有形固定資産が10,208千円増加した一方、無形固定資産が6,003千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は2,460,361千円となり、前事業年度末に比べ275,153千円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は792,285千円となり、前事業年度末に比べ237,219千円減少いたしました。これは主に賞与引当金が40,633千円増加した一方、未払法人税等が154,182千円、未払費用が94,102千円減少したことによるものであります。固定負債は243,532千円となり、前事業年度末に比べ9,112千円減少いたしました。これは主に長期借入金が12,500千円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は1,035,318千円となり、前事業年度末に比べ246,830千円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は1,425,042千円となり、前事業年度末に比べ28,323千円減少いたしました。これは主に剰余金の配当による利益剰余金の減少155,612千円、当期純利益122,691千円の計上によるものであります。この結果、自己資本比率は57.5%（前事業年度末は53.0%）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,440,000
計	46,440,000

(注) 当社は平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しております。このため当社の発行可能株式総数は23,220,000株増加し、46,440,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,450,000	12,450,000	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であります。なお、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,450,000	12,450,000	-	-

(注) 当社は平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しております。このため当社の発行済株式は6,225,000株増加し、12,450,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(平成27年1月15日取締役会決議)

	平成27年1月30日
新株予約権の数(個)	5,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	747(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成27年1月30日 至 平成32年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 747(注)4 資本組入額 374(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき800円で有償発行しております。

2. 当社の本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株といたします。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合(本新株予約権の割当日前の当社取締役会または株主総会の決議に基づき株式分割または株式併合が行われ、当該割当日後にその効力が発生する場合も含む。)、次

の算式により調整いたします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{（または処分自己株式数）}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{（または処分価額）}}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成27年12月期および平成28年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の当期純利益が次の各号に定める全ての条件を達成している場合、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき当期純利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

(a) 平成27年12月期の当期純利益が450百万円を超過していること

(b) 平成28年12月期の当期純利益が500百万円を超過していること

上記の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、割当日から2年後までの間に、いずれかの連続する21取引日において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の80%を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができない。ただし、上記3の行使価額の調整がなされた場合には、適切に調整されるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 2 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 4 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 5 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年1月1日～平成27年3月31日	6,225,000	12,450,000	-	338,380	-	338,380

(注) 当社は平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割が実施しております。このため当社の発行済株式総数増減数は6,225,000株増加し、発行済株式総数残高は12,450,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】
当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。
【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,447,800	124,478	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,200	-	-
発行済株式総数	12,450,000	-	-
総株主の議決権	-	124,478	-

(注) 当社は平成27年1月1日付にて普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため株式数および議決権の数につきましては、当該株式分割後の数で記載しております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 I B J	東京都新宿区西新宿一丁目23-7	1,000	-	1,000	0.01
計	-	1,000	-	1,000	0.01

(注) 当社は平成27年1月1日付にて株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため株式数および議決権の数につきましては、当該株式分割後の数で記載しております。

2 【役員の状況】
該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.1%
売上高基準	0.2%
利益基準	3.0%
利益剰余金基準	1.9%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,458,529	1,191,426
売掛金	356,263	370,666
原材料及び貯蔵品	43	50
前払費用	41,652	42,268
繰延税金資産	47,198	19,299
その他	1,354	1,539
貸倒引当金	1,120	825
流動資産合計	1,903,921	1,624,425
固定資産		
有形固定資産		
建物	231,203	242,555
減価償却累計額	52,694	58,637
建物(純額)	178,509	183,918
工具、器具及び備品	176,840	191,005
減価償却累計額	93,231	102,597
工具、器具及び備品(純額)	83,608	88,408
有形固定資産合計	262,118	272,326
無形固定資産		
のれん	12,215	10,549
ソフトウェア	156,675	152,337
無形固定資産合計	168,890	162,887
投資その他の資産		
投資有価証券	10,320	11,250
関係会社株式	19,492	19,492
長期前払費用	2,905	2,510
差入保証金	282,104	281,708
その他	85,760	85,760
投資その他の資産合計	400,583	400,721
固定資産合計	831,592	835,935
資産合計	2,735,514	2,460,361

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,880	21,648
短期借入金	160,000	160,000
1年内返済予定の長期借入金	50,000	50,000
未払金	108,504	85,297
未払費用	179,002	84,900
未払法人税等	197,290	43,108
未払消費税等	77,004	42,649
前受金	223,239	230,608
賞与引当金	-	40,633
その他	10,581	33,441
流動負債合計	1,029,504	792,285
固定負債		
長期借入金	175,000	162,500
長期末払金	1,432	1,329
資産除去債務	66,212	68,971
繰延税金負債	10,000	10,231
固定負債合計	252,644	243,032
負債合計	1,282,148	1,035,318
純資産の部		
株主資本		
資本金	338,380	338,380
資本剰余金		
資本準備金	338,380	338,380
資本剰余金合計	338,380	338,380
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	771,746	738,825
利益剰余金合計	771,746	738,825
自己株式	478	478
株主資本合計	1,448,028	1,415,107
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	656	1,255
評価・換算差額等合計	656	1,255
新株予約権	4,680	8,680
純資産合計	1,453,365	1,425,042
負債純資産合計	2,735,514	2,460,361

(2) 【四半期損益計算書】
【第 1 四半期累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)
売上高	723,197	927,380
売上原価	67,990	87,598
売上総利益	655,206	839,781
販売費及び一般管理費	521,340	644,993
営業利益	133,866	194,787
営業外収益		
受取利息	112	132
その他	0	7
営業外収益合計	113	140
営業外費用		
支払利息	891	812
営業外費用合計	891	812
経常利益	133,088	194,115
特別損失		
減損損失	-	2,777
特別損失合計	-	2,777
税引前四半期純利益	133,088	191,338
法人税、住民税及び事業税	41,322	40,848
法人税等調整額	10,902	27,798
法人税等合計	52,224	68,647
四半期純利益	80,863	122,691

【注記事項】

（会計方針の変更等）
該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）
該当事項はありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）
該当事項はありません。

（追加情報）
該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期会計期間の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成27年3月31日)
当座貸越限度額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	160,000	160,000
差引額	240,000	240,000

2 偶発債務

当社は、株式会社リアルアンリアルとの間で平成25年6月7日付業務委託契約を締結し、自社利用目的ソフトウェアに係る調査および当社ソフトウェア開発に係るアドバイス等をお願いしておりましたが、この委託業務が果たされていなかったため当該委託契約を解約いたしました。この解約について損害賠償訴訟を提起されたもので、現在係争中であります。

当社は、裁判で肅々と当社の正当性を明らかにする所存ですが、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点では不明であります。

訴訟を提起した者

株式会社リアルアンリアル

損害賠償請求額

64百万円および付帯する年6%の割合による利息

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
減価償却費	21,480千円	27,179千円
のれん償却額	1,665	1,665

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月26日 定時株主総会	普通株式	103,750	50.00	平成25年12月31日	平成26年3月27日	利益剰余金

(注) 平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の数字で記載しております。当該株式分割が前事業年度の期首で行われたと仮定した場合の1株当たり配当額は8.33円となります。

2. 基準日が第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月25日 定時株主総会	普通株式	155,612	25.00	平成26年12月31日	平成27年3月26日	利益剰余金

(注) 平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の数字で記載しております。当該株式分割が前事業年度の期首で行われたと仮定した場合の1株当たり配当額は12.50円となります。

2. 基準日が第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には非連結子会社1社が存在しますが、利益基準および利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額
	メディア部門	サービス部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	453,411	269,756	723,197	-	723,197
セグメント間の内部売上高又は振替高	18,667	1,500	20,167	20,167	-
計	472,108	271,256	743,364	20,167	723,197
セグメント利益	168,633	118,766	287,400	153,534	133,866

- (注) 1 セグメント利益の調整額 153,534千円には、セグメント間取引消去 20,167千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 133,367千円が含まれております。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2 セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額
	メディア部門	サービス部門	計		
売上高					
外部顧客への売上高	627,301	300,078	927,380	-	927,380
セグメント間の内部売上高又は振替高	26,736	971	27,707	27,707	-
計	654,037	301,049	955,087	27,707	927,380
セグメント利益	256,114	124,329	380,443	185,655	194,787

- (注) 1 セグメント利益の調整額 185,655千円には、セグメント間取引消去 27,707千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 157,948千円が含まれております。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2 セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(一部サービスのセグメント区分の変更)

当社は、前事業年度第3四半期会計期間より一部サービスについて提供する枠組みを変更したため、いままでの区分であるメディア部門からサービス部門へセグメント区分を変更しております。なお、前第1四半期累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

サービス部門にて、店舗改装を予定している1店舗について建物の帳簿価額の全額2,777千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円 50銭	9円 86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	80,863	122,691
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	80,863	122,691
普通株式の期中平均株式数(株)	12,449,220	12,448,972
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6円 22銭	9円 21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	565,692	870,806
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき3株、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり四半期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」を算定しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

(1) 訴訟

当社は、株式会社リアルアンリアルとの間で平成25年6月7日付業務委託契約を締結し、自社利用目的ソフトウェアに係る調査および当社ソフトウェア開発に係るアドバイス等をお願いしておりましたが、この委託業務が果たされていなかったため当該委託契約を解約いたしました。この解約について損害賠償訴訟を提起されたもので、現在係争中であります。

当社は、裁判で肅々と当社の正当性を明らかにする所存です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月15日

株式会社 I B J
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関谷 靖夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南山 智昭

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 I B J の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 I B J の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。